



平成17年10月7日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき昨年9月17日に修正した敦賀発電所原子力事業者防災業務計画につきまして、同法に規定されている毎年の見直し検討を実施し、関係自治体との協議を経たうえで、本日、同計画を修正して経済産業大臣へ届け出ました。

また、同法に基づきこの計画の要旨を添付のとおり公表いたします。

当社といたしましては、今後とも、敦賀発電所の安全・安定運転に努めるとともに、原子力防災対策についても、本計画に基づき万全を期す所存です。

(参考)

協議を行った関係自治体
・福井県、敦賀市、滋賀県

<添付資料>

添付資料 「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

以 上

「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

平成 17 年 10 月 7 日

日本原子力発電株式会社

1. 修正の目的

原子力災害対策特別措置法（平成 12 年 6 月 16 日施行）第 7 条第 1 項に基づき、敦賀発電所原子力事業者防災業務計画に諸般の状況変化を反映し、計画の適正化を図る。

原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項（抜粋）

原子力事業者は、その原子力事業者ごとに……中略……原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2. 修正年月日

平成 17 年 10 月 7 日

3. 修正の内容

概 要	修 正 内 容
地方公共団体の組織改正等に伴う反映	平成 17 年 1 月の「南越前町発足」、4 月の「中部経済産業局の組織改正」及び「福井県の機構改革」等に伴い、通報箇所等の記載を修正した。
その他記載の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署に火災の現場状況を速やかに連絡することを追記した。 ・原子力災害事後対策計画の報告手続等の明確化（原子力防災センターにおける現地事後対策連絡会議等にて報告する）に関する記載を充実した。 ・原子力災害の拡大防止を図るための措置における「運転上の措置」の内容を明確にするため、「原子炉の運転停止等」を追記した。 ・二次災害防止に関する措置について、記載を充実した。
社内異動等に伴う反映	平成 17 年 6・7 月の社内異動に伴い、副原子力防災管理者の代行順位表を修正した
その他	その他記載適正化、誤記訂正を行った。

以 上

原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について

第2章 原子力災害予防対策の実施

原子力防災体制、原子力防災管理者の職務、非常事態の宣言・解除の方法、放射線測定設備・原子力防災資機材の設置、点検および防災教育・訓練の実施等平常時に備えるべき事項を記載

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態が発生した場合の通報、避難誘導、モニタリング、医療、拡大防止対策、広報等の応急措置の実施、原子力防災センターとの連携について

第4章 原子力災害事後対策の実施

緊急事態解除宣言が出された後の発電所の復旧対策、広報やモニタリング活動のための原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等について

第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害等が発生した場合の要員派遣及び資機材提供等の協力について

以 上